

・平成30年度経費分担に関する規程（一般会計）

- 第1条 会員の経費分担金は、均等割・事業分量割の合計額とする。
- 第2条 均等割は、経費分担金に35.0%を乗じて算出し、1金庫につき2,842千円とする。
- 第3条 事業分量割は、経費分担金から第2条の均等割額を控除した金額に、会員の平成29年度上期平残における預金量に対し、100万円につき8.151円の割合を乗じて計算した額とする。但し、預金量の100万円未満及び事業分量割の1千円未満の額は、これを四捨五入する。
- 第4条 新たに加した会員の経費分担金は、前条までの規程に準じて会長が総会に諮りこれを定める。
- 第5条 合併又は事業譲渡によって消滅した会員の経費分担金は、合併後存続する会員若しくは設立された会員、又は事業を譲り受けた会員が併せ納入するものとする。
- 第6条 会員は、経費分担金を上期及び下期の期初に納入するものとする。
- 第7条 この規程に別段の定めのない事項は、総会の決議による。

・平成30年度経費分担金（一般会計）

金庫名	29年度上期 平残預金量 百万円			合計 千円
		均等割 35%	事業分量割 (@8.151円)	
しずおか	857,004	2,842	6,985	9,827
静 清	711,106	2,842	5,796	8,638
浜 松	1,617,397	2,842	13,184	16,026
沼 津	503,775	2,842	4,106	6,948
三 島	854,041	2,842	6,961	9,803
富士宮	304,865	2,842	2,485	5,327
島 田	483,621	2,842	3,942	6,784
磐 田	704,801	2,842	5,745	8,587
焼 津	590,197	2,842	4,811	7,653
掛 川	390,623	2,842	3,184	6,026
富 士	330,102	2,842	2,691	5,533
遠 州	423,712	2,842	3,454	6,296
合 計	7,771,244	34,104	63,344	97,448

(参考) 29年度上期平残は、「県内信用金庫上期中預金平残」による。